

平成 27 年 3 月 2 日付け津市監査委員告示第 3 号公表分

教育委員会事務局

学校教育課

監査の結果	<p>津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱に基づき、自家用自動車を使用しているが、一部の幼稚園では同要綱第 4 条に規定する登録車使用記録簿への記載をせず、所属長への許可も受けないまま、自家用自動車を公用車として使用していることが確認された。</p> <p>さらに、公務先までの予定運行距離が往復 4 キロメートル未満のときは、同要綱第 5 条第 5 号において使用の許可が認められていないにもかかわらず、自家用自動車を公務に使用していることも確認されたことから、同要綱に従い適正に事務を遂行されたい。</p>
措置の内容	<p>登録車使用記録簿の取扱いや使用には制限があることなど、津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱に従い、適正に遂行されるよう各職員に対し指導を徹底した。</p>